

『高齢者サービス一覧表』（教室・つどい・相談）

長与町役場介護保険課（高齢者支援係）

事業名	対象者	内容	日程・回数	場所
お元気クラブ	65歳以上	楽しく身体を動かしながら、体操、軽スポーツ、レクリエーション等を楽しむ集いの場	毎週火曜9:45~14:00 毎週水曜9:45~14:00 毎週金曜9:45~14:00	老人福祉センター 南交流センター 図書館3階
めだか85	65歳以上 (要介護認定をうけていない方)	運動不足や閉じこもりなどを予防するために、軽い運動や頭の体操、レクリエーション、手作業などを行う	第1~3月曜9:30~12:00 第1~3火曜9:30~12:00 第1~3水曜9:30~12:00 第1~3木曜9:30~12:00	老人福祉センター 上長与公民館 多目的研修施設 健康センター
いきいきサロン	高齢者	地域の高齢者の閉じこもり、介護予防のための集い	各地区 月1~4回開催	町内18か所
健康相談	健康上、心配のある方	血圧測定、体重測定、検尿、個別相談	毎週金曜 (月4回)	丸田荘 上長与公民館 長与町役場 まんてん
脳トレ教室	40歳以上	認知症についての学習と予防方法の実践指導	第1・3月曜午前 第1・3月曜午後 第2・4月曜午前 第2・4月曜午後①②	多目的研修施設 ふれあいセンター 上長与公民館 長与町公民館
健康講座	老人クラブ・自治会・サロン等、各種団体	健康教育 (介護予防に関する生活・運動・栄養・口腔指導、薬、権利擁護、成年後見制度等)	各団体からの要請に応じ実施	公民館等
認知症予防講座	老人クラブ・自治会・サロン等、各種団体	認知症についての学習と予防方法の実践指導	各団体からの要請に応じ実施	公民館等
認知症サポーター養成講座	町内で活動している各種団体、学校等	認知症についての学習と予防方法の実践指導（受講生にオレンジリング配布）	各団体からの要請に応じ実施	公民館等
なるほど介護者学習会	介護の方法や制度について学びたい方	介護の知識や方法、介護予防・各種サービスなどについての学習する場	月1回（第2金曜日）	老人福祉センター
認知症介護者リフレッシュの集い	認知症の方を介護している家族	認知症の方を介護している家族の相談、情報交換、サービスなどの学習の場	奇数月（第3木曜日）	老人福祉センター

『高齢者サービス一覧表』（支給・助成）

事業名	対象者	内容	支給・負担
敬老祝金の支給	100歳になられる方 88歳になられる方 77歳になられる方	100歳の年齢に達する方、または9月1日現在において77歳・88歳の年齢の方で長与町に1年以上居住している方に、長寿を祝福して敬老祝い金を支給	100歳 10万円 88歳 3万円 77歳 1万円
長寿祝品の支給	90歳以上の高齢者	9月1日現在において90歳以上の高齢者の方で長与町に1年以上居住している方に、長寿を祝福して祝品を支給	5,000円相当の祝品
配食サービス	非課税世帯でおおむね60歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯	食事の準備が困難な一人暮らし又は高齢者のみ世帯へ、週1~3回栄養のバランスがとれた食事（夕食）の提供	週1~3回 1食360円 (自己負担)
日常生活用具の給付	ひとり暮らし高齢者等	日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器）を給付し、自立生活を支援する	生計中心者の所得税により自己負担あり
福祉電話の設置	ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯 (所得制限あり)	高齢になり疾患等のため日常生活及び緊急事態発生時に不安があり、固定電話及び携帯電話を持っていない世帯へ福祉電話を設置	基本料金+1か月300円 までの通話料金の助成
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯 (所得制限あり)	高齢になり疾患等のため日常生活及び緊急事態発生時に不安がある世帯へ緊急通報装置を貸与	初回設置時 電池代約3千円の 自己負担あり
家族介護用品の支給	要介護4または5認定者の在宅介護者（非課税世帯）	紙おむつなどの介護用品購入費の一部を助成	年度間75,000円まで助成
在宅介護者見舞金の支給	要介護4または5認定者の在宅介護者	9月1日基準日に要介護4又は5認定者を1年以上在宅介護している介護者に年間3万円支給（ただし、入院又は入所が90日未満の場合に限る）	3万円を12月に支給
高齢者・障害者住宅改造費の助成	65歳以上の要支援・要介護認定者で住民税及び前年度所得税非課税の世帯（単身高齢者世帯に限る）	対象工事費が27万円~43万5千円未満の場合は対象工事費から3分の2を乗じて18万円を控除した金額を、43万5千円以上は上限額11万円を助成	支給上限額11万円 (介護保険18万円と合わせると計29万)
高齢者生活福祉センター（生活支援ハウスへの入所）	引き続き6か月以上長与町に住所を有する、60歳以上のひとり暮らし又は夫婦世帯で、高齢のために生活に不安がある方（要介護2まで）	対象者に住居を提供し、健康で安心した生活ができるように支援する	所得に応じて負担あり

（お問い合わせ）長与町役場 介護保険課 高齢者支援係（TEL883-1111）、長与町地域包括支援センター（TEL887-3008）